

<様式>

金融庁総務企画局政策課金融税制室 税制改正要望 意見募集担当 宛

## 平成 24 年度税制改正要望に係る御意見

提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名についても記入のこと。)	一般社団法人 フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン 代表理事 ミッチ・フルシャー 担当理事 弁護士 大橋宏一郎
住所 (企業・団体の場合は所在地)	東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 26 階 ホワイト&ケース法律事務所 気付
電話番号	03-6384-3225
FAX 番号	03-6384-3225
電子メールアドレス	kohashi@tokyo.whitecase.com
職業 (団体においては不要) ※任意	
年齢 (団体においては不要) ※任意	( 歳代)

<御意見>

提出者名	一般社団法人 フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン		
題 目	外国投資家が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に金融商品等（商品先物商品を含む。）の売買注文のためのプログラムを設定し自動発注を行う場合、当該サーバ機器等を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと		
【御意見の内容】			
1. 御意見の種別 (複数回答可)	《該当する項目の前に「●」を記載してください》		
	●	税制措置の新設に係るもの →2. ～8.、10. ～11. に記載	
		既存の税制措置の延長に係るもの →2. ～8.、10. ～11. に記載	
		既存の税制措置の拡充に係るもの →2. ～8.、10. ～11. に記載	
	既存の税制措置の廃止に係るもの →2. ～4.、9. ～11. に記載		
2. 税目 (複数回答可)	《該当する税目の前に「●」を記載してください。「その他」の場合は、具体的な税目を記入してください》		
		【国 税】	【地方税】
	●	所得税	個人住民税
	●	法人税	法人住民税
		相続税・贈与税	事業税
		登録免許税	不動産取得税
		消費税	固定資産税
		印紙税	事業所税
	その他 ( )	その他 ( )	
3. 関係法律条項	法人税法 141 条 1 号、法人税法施行令 185 条、所得税法 164 条 1 項 1 号、所得税法施行令 289 条		
4. 御意見の詳細	<p>・現在、外国投資家が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に金融商品等（商品先物商品を含む）の売買注文を行う場合、国内に恒久的施設を有することとならないのは当該海外投資家がサーバ等機器を所有又は賃借しないことが前提とされている。</p> <p>・しかし、国内に設置されているサーバ等は、自動的に売買注文を発注するプログラムとなっており、国内居住者の判断を要したり、国内居住者による能動的な作業を要するものではない。</p> <p>・そこで、非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器について、金融商品等（商品先物商品を含む）を対象に売買注文を行うためのプログラムを設定し、人手を介することなく自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないよう要望する。</p> <p>・なお、当団体は、本書において、あえて商品先物商品を金融商品の一部として取り扱っている。当団体会員は、商品先物商品が金融商品の一部として取り扱われるのが世界の潮流であると認識しているし、商品先物業界の当団体会員も、当該税制改正要求に係る問題点について本書における同様の意見を持っていることから、ここにあえて、商品先物商品も含めた上で意見表明をするものである。</p>		
5. 措置の適用期間	《該当する項目の前に「●」を記載してください。「時限」の場合は、措置を必要とする年数を具体的に記入してください》		
	●	恒久	

時限 ( 年 )

《本措置の導入を必要とする理由について、その背景も踏まえ、具体的に記入してください》

・ IT 技術の向上とアルゴリズム取引等の取引手法の高度化の中で、欧米を中心に、非居住者である海外投資家が各金融商品の投資評価やその取引プログラム等の投資判断を海外で行い、国内には当該取引プログラム等の機能を搭載したサーバー等機器のみを設置し、当該取引プログラムにより自動発注を行う取引形態（以下、「コロケーション取引」という。）が増加している。こうした投資家の執行成果は、各投資家の利用するサーバ等機器のテクノロジーの優劣に依存するほか、各投資家はそれらテクノロジーへの秘匿ニーズが高いことから、投資家自身でサーバの所有等を求めるニーズが高い。なお、北米では、コロケーション取引を行う投資家が全体の投資家数の過半数を占めていると言われている。

・ こうした欧米を中心とした市場では、海外投資家のサーバ等機器の国内への設置が恒久的施設に該当しないよう税制面での対応がなされており（後述 11(1)）、上記のような海外投資家のニーズに合致し、新たな金融サービスやデータセンタ事業等の IT サービスが拡大につながっている。

・ 一方で、我が国では、現在の税制の下では、海外投資家がサーバ機器等を所有又は賃借しないことが前提とされており、海外投資家のニーズに対応していない。したがって、課税リスクに敏感な海外投資家は、本国との二重課税を恐れ、日本市場への本格的投資及び日本でのビジネスの展開・構築を躊躇する結果となっている。

・ 上記に加え、次の通り、証券会社等の市場取引参加者（以下、「証券会社等」という。）、取引所、その他の市場取引関係者も、当該税制改正を望む理由がある。

i) 現行税制の下では、競争を阻害し、海外投資家の選択肢を狭める。なぜなら、国内証券会社等は投資家に代わって、当該投資家が要求する性能を満たすサーバー等を所有するか賃借する必要があるが、そのコストが往々にして高くつく。そして、投資家側も、複数の証券会社等に当該投資家の特殊な要求を満たす機器を購入させる余裕はないため、自ずと特定の証券会社等一社と取引せざるを得ないことになる。それが、当該税制改正が実現すれば、海外投資家は自身のサーバーを一台購入または借入れ、これより複数の証券会社等に金融商品売買取引の発注を行うことができるようになる。

ii) 現行税制の下では、投資家の証券会社等の変更の自由を制限する。投資家が証券会社等を変更しようとするときは、変更先の証券会社等に対して、投資家の特殊な要求を満たすサーバー等の購入にかかる費用を支払わなければならない。当該税制改正が実現すれば、投資家は、自身でサーバー等を保有するので、証券会社等を変更しても、上記の費用がかかるとはいえない。

iii) 現行税制の下では、証券会社等に、投資家のためにサーバー等の機器を購入、維持するためにかかりの経費がかかるところ、税制改正が実現すれば、投資家が自身でサーバー等を保有するので（また、それが、投資家の意思にも合致する）、証券会社等は費用負担を軽減することができる。

iv) 現行税制は、特に国内の小規模の証券会社等にとって特に不利益である。最新のテクノロジーに投資する十分な資力に欠けるからである。したがって、小規模の国内証券会社等が投資家に高度な技術の取引システムを提供すること難しくしてしまうことになる。この点、当該税制改正が実現すれば、高度な技術をすでに保有している投資家を勧誘することが可能となり、したがって、小規模の国内証券会社等にコロケーション取引に参入を促し、これにより証券会社等間の競争を促進することになり、ひいては、投資家の証券会社等選択の幅が広がることになる。

## 6. 措置の必要性

	<p>v) 現行税制は、取引所が最近指向する新ビジネスの成功に大きな悪影響を及ぼしている。例えば、リモート取引参加者資格の制度は、我国で、全く人気が出ていない。その理由の一つに当該 PE 課税の問題がある。この問題が海外投資家のリモート参加者資格を取得しようという欲求を阻害し、我国取引所のリモート取引することの魅力を殺いでしまっている。</p> <p>-海外取引所に比べ、高速取引のためのデータ・センターや管理ホスティングサービスの業務が成功していないのは、サーバーPE の問題があることも一因である。</p> <p>・したがって、当団体は、上記 4 で要望する税制とすることにより海外投資家のニーズに対応し、日本市場への本格的な投資を図るとともに、新たな金融・IT サービスの拡大等を促すことで、アジアのハブとして我が国金融証券市場の国際的競争力を強化を図ることが肝要であると考え。この点は、先般示された新成長戦略の政策推進方針としての対内投資の促進やアジア拠点化の趣旨・方向性に合致するものと考え。</p>						
7. 措置の有効性	<p>《(1) 本措置を導入した場合に期待される効果、(2) 本措置が当該効果にどのように寄与するのか(措置と効果との因果関係)、(3) 税収減を発生させるとしてもなお本措置の導入が有効である理由、(4) 本措置が導入されない場合に発生する影響等について、具体的かつ過去の適用実績等を踏まえ可能な限り定量的に記載してください》</p> <p>同上 6</p> <p>本措置により海外投資家の上記 6 のニーズが充足されることで、対内投資の促進・取引増加につながり証券会社等及び取引所の手数料収入の増加につながるのみならず、国内において新たな金融サービス、IT サービス、データセンタへのニーズを生み、ビルの賃借、機器の開発・保守等の需要創出に寄与すると考えられる。</p>						
8. 措置の相当性	<p>《補助金の交付や規制緩和等ではなく、税制措置をとることの必要性、適切性について具体的に記載してください》</p> <p>本件は、上記 1 のとおり、海外投資家が国内にサーバ機器等を所有又は賃借する場合の課税の扱いの問題であり、規制緩和等の要望や補助金の支給等による対処には該当するものではない。なお、現行税制は、コロケーション取引に関する限り、我国における税収に貢献するものではない。従って、税制改正を実施しても、税収の減少をきたすものではない。</p>						
9. 廃止に係る事項	<p>【(1) 廃止すべき理由】《既存の税制措置を廃止する理由を具体的に記載してください》</p> <p>-</p> <p>【(2) 廃止により期待される効果】</p> <p>《既存の税制措置を廃止した場合の効果について e 具体的に記載してください》</p> <p>-</p>						
10. 増減収額等	<p>【(1) 増減収額】</p> <p>《本措置を導入・廃止した場合、増減収となる税額見込みを記載してください(百万円単位)。上段には、現行制度と比較した際の増減収見込額、下段括弧内には本則制度と比較した際の増減収見込額を記載してください。》</p> <table border="1" data-bbox="495 1627 1443 1780"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 1627 966 1680">初年度</th> <th data-bbox="966 1627 1443 1680">平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 1680 966 1732">65,999 百万円</td> <td data-bbox="966 1680 1443 1732">65,999 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 1732 966 1780">△△△ 百万円)</td> <td data-bbox="966 1732 1443 1780">( 百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(2) 計算根拠又は増減収が生じない理由】</p> <p>《(1) に増減収額を記載された場合は、当該額の算出に係る根拠(算出式・出典資料等)を記載してください。(1) に増減収額を記載していない場合は、増減収額が生じない理由について記載してください》</p>	初年度	平年度	65,999 百万円	65,999 百万円	△△△ 百万円)	( 百万円)
初年度	平年度						
65,999 百万円	65,999 百万円						
△△△ 百万円)	( 百万円)						

・上記8に言及したとおり、コロケーション取引を行おうとしている海外投資家は、現状は日本市場への本格的な投資は行っていないため、本要望が措置された場合であっても減収はない。

・本措置が実現した場合、海外投資家の参入による市場全体の売買増による日本国内の金融商品取引業者の納税額の増加のみならず、データセンター業者など関係する納税者による増収も見込まれる。

・上記に示す増収金額は、証券会社等及び国内外の取引所等の当団体会員へのヒアリング（売買代金へのインパクト、欧米の状況（市場全体に占める自動売買等の比率））をもとに金融商品取引業者の手数料収入増を算出したものである。

・上記増収金額の計算根拠については、添付 「サーバーPE 課税改正 税増収計算根拠」 参照

		株式取引	
		証券会社等手数料	取引所手数料
		200,000,000,000,000	200,000,000,000,000
増加取引金額		円	円
平均手数料率		0.07%	0.00%
増加収入		140,000,000,000 円	6,000,000,000 円
		先物取引	
東京金融取引所 増加契約数		11,000,000 枚	11,000,000 枚
平均手数料		50 円/枚	100 円/枚
増加収入		550,000,000 円	1,100,000,000 円
東京証券取引所 増加契約数		27,000,000 枚	27,000,000 枚
平均手数料		50 円/枚	100 円/枚
増加収入		1,350,000,000 円	2,700,000,000 円
大阪証券取引所 増加契約数		87,500,000 枚	87,500,000 枚
平均手数料		50 円/枚	70 円/枚
増加収入		4,375,000,000 円	6,125,000,000 円
		146,275,000,000 円	15,925,000,000 円
合計増収額			162,200,000,000 円
実効法人税率			40.69%
合計税増収			65,999,180,000 円

11. その他参考となる事項

《（例）本措置の重要性等に係る有識者の論文・提言等》

主要各国における金融商品取引等に係るPE税制については、当団体会員へのヒアリングを通して、次の通りと理解している。

- ①米国：連邦取得課税に係る国内法で、非居住者・外国法人の事業に対する課税に関し、証券取引を除外。
- ②英国：非居住者について、英国内にて事業活動を行う者を置かない場合には、所有形態を問わず電子商取引においてサーバはPEに該当しない見解を当局が発出。
- ③香港：歳入関税省の通達で、サーバを通じて事業を行う場合でも、人員の活動を伴わない場合にはPEに該当しないことを明確化。